

13 受水槽式及び井水給水設備の給水装置への切替えに関する取扱い

受水槽式給水設備及び井水給水設備の給水装置への切替えを申し込む者（指定工事業者が申込手続きを委任されている場合は、当該工事事業者）は、当該給水設備の構造・材質基準への適合を確認しなければならない。

構造・材質基準への適合が確認できない場合は、給水装置として使用できない。

当該給水設備の給水装置への切替えに関する構造・材質基準への確認項目及び方法、給水装置工事申し込みに必要な図書類などは、「受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項について」（平成 17 年 9 月厚生労働省通知Ⅷ-4-123）に基づくものとする。

また、井水給水設備の給水装置の切替はクロスコネクションの確認を必須とし、クロスコネクションに該当する場合は管の切り離しを行わなければならない。（クロスコネクションについては「11.5 クロスコネクションの禁止」を参照）